

## 2 歯科保健医療対策

### (1) 地域歯科保健医療

#### (現 状)

- 北海道における乳幼児のむし歯は、減少傾向にありますが、全国平均と比べて悪い状況です。一方、後志圏域では、全道平均よりもむし歯が少ない状況です。
- 12歳児の一人当たりの平均むし歯数は、全国平均と比べて悪い状況です。
- 成人の歯・口腔の健康状態について、「8020（ハチマルニイマル）運動」の目標である80歳で20本以上の歯がある人の割合は、全道では34.2%であり、全国平均の51.2%を大きく下回っている状況にあります。<sup>\*1</sup>

#### 【一人当たりの平均むし歯（う歯）数】

3 歳 児		
全 国	全 道	後 志 圏 域
0. 3 9本	0. 4 7本	0. 4 4本

令和元年度地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）

12歳（中学校1年生）		
全 国	全 道	後 志 圏 域
0. 8 2本	1. 2 6本	1. 9 7本

平成29年度公立学校児童等の健康状態に関する調査報告書

#### (課 題)

北海道及び後志圏域における歯・口腔の健康状態は全国平均には及んでおらず、後志圏域を含めた道内の地域格差の是正が求められています。

後志圏域の住民が、住み慣れた地域において、生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを利用できるようにすることが求められています。

#### (施策の方向と主な施策)

- むし歯予防のため、保育所・学校等におけるフッ化物洗口を推進します。
- 歯周病予防のため、成人が歯科健診・保健指導を利用できる機会の確保に努めます。
- 低栄養と誤嚥性肺炎の予防のため、高齢者に対する専門的口腔ケア提供体制の整備を推進します。
- 郡市歯科医師会等関係団体と連携しながら、様々な機会を通じて、「8020運動」等の道民の歯・口腔の健康づくりについて普及啓発を行います。

### (2) 障がい歯科保健医療

#### (現 状)

- 地域において、障がいのある人のかかりつけ歯科医を育成、指定する「北海道障がい者歯科医療協力医制度」に基づき、後志圏域では令和2年4月1日現在で、管内9町村、11名の歯科医師が指定されています。
- 全身管理を伴う障がい者歯科診療を担う歯科保健センターが、第三次医療圏ごとに整備されており、道央圏は、「札幌口腔医療センター」（札幌市中央区南7条西10丁目 設置主体：札幌歯科医師会）に整備されています。

\*1 全道値：北海道保健福祉部「道民歯科保健実態調査」（平成28年）、全国値：厚生労働省「歯科疾患実態調査」（平成28年）

**(課 題)**

障がい者歯科医療協力医制度については、協力医の確保及び質の向上が求められています。

**(施策の方向と主な施策)**

郡市歯科医師会等と連携し、障がい者歯科医療協力医制度や歯科保健センターにより障がい者歯科保健医療の確保を図るとともに、障がい者関連施設や在宅障がい者の歯科保健対策を推進します。

**(3) へき地における歯科保健医療**

**(現 状)**

令和元年10月31日現在、無歯科医地区等は管内6町村14地区あります。<sup>\*1</sup>

**(課 題)**

一部の無歯科医地区等において、歯科保健医療を確保することが求められています。

**(施策の方向と主な施策)**

町村が設置する過疎地域等特定診療所（歯科診療所）の施設・設備の整備を促進します。

**(4) 高次歯科医療及び休日救急歯科医療**

**(現 状)**

- 口腔悪性腫瘍患者や全身疾患等を有する患者への歯科医療など、高度な歯科医療に対応する歯科口腔外科を標ぼうする病院（以下「病院歯科」という。）は、令和2年4月1日現在で道内55施設にありますが、21の第二次医療圏では、当圏域を含め9圏域に病院歯科がない状態です。
- 休日救急歯科医療は、年末年始、ゴールデンウィークを中心に、郡市歯科医師会が実施する在宅当番医制等により確保されています。

**(課 題)**

年末年始、ゴールデンウィーク等の休日救急歯科医療を、継続して確保していくことが必要です。

**(施策の方向性と主な施策)**

- 郡市歯科医師会等の関係団体と連携しながら、地域における病診連携や保健医療福祉関係機関の連携を促進し、適切な高次歯科医療を提供できるネットワークの充実に努めます。
- 在宅当番医制等による休日救急歯科医療の確保について支援するとともに、「北海道救急医療・広域災害情報システム」を活用した医療機関情報の提供を行います。  
また、歯科医療従事者が救急患者に対し、適切な対応ができるよう支援します。

---

\*1 厚生労働省「無歯科医地区等調査」（令和元年）

「北海道医療計画」

